

## 議案第9号

### あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月20日

提出者 あきる野市長 中嶋 博幸

#### 提案理由

令和6年人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に基づき、特定任期付職員の例月給及び特別給を引き上げるとともに、業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとするため、規定を整備する必要がある。

### あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和6年あきる野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第4項を削る。

第5条中「第2条第1項、第3条及び第20条第2項」を「第3条、第20条第2項及び第21条第2項」に改め、「、給与条例第2条第1項中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及びあきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和6年あきる野市条例第18号）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と」を削り、「第4条の」を「（令和6年あきる野市条例第18号）第4条の」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の80」と、給与条例第21条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」に改める。

第6条中「、第21条、第21条の4」を削る。

別表第1中	「	を	「	に改める。
	373, 200		383, 500	
	420, 600		432, 200	
	470, 700		483, 700	
	536, 700		551, 500	
	609, 300		626, 100	

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。